



三重県公報

令和7年10月24日（金）

第 663 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
62	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(地域防災推進課)	3
	告 示		
682	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(障がい福祉課)	4
683	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	4
684	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
685	保安林予定森林の告示に係る通知	(治山林道課)	6
686	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	7
687	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更	(中小企業・サービス産業振興課)	7
688	同件	(同)	9
689	同件	(同)	10
690	同件	(同)	12
691	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	13
692	同件	(同)	13
693	同件	(同)	13
694	同件	(同)	14
695	同件	(同)	14
696	同件	(同)	14
697	同件	(同)	15
698	同件	(同)	15
699	同件	(同)	15
700	同件	(同)	15
701	同件	(同)	16
702	同件	(同)	16
703	同件	(同)	16
704	同件	(同)	17
705	同件	(同)	17
706	同件	(同)	17
707	同件	(同)	18
708	同件	(同)	18
709	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	18
710	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	19
711	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	19
712	車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法	(同)	19

公 安 委 告 示

35 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 (公 安 委 員 会) 21

公 告

第77回准看護師試験の実施 (医 療 人 材 課) 22

農用地利用集積等促進計画の認可 (担 い 手 支 援 課) 23

同伴 (同) 23

公共測量を実施する旨の通知 (公 共 用 地 課) 23

同伴 (同) 24

開発行為に関する工事の完了 (建 築 開 発 課) 24

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年十月二十四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則
災害救助法施行細則（昭和四十年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（救助の程度、方法及び期間） 第二条 政令第三条に規定する救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百一十八号。第十五条及び別表において「内閣府告示」という。）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。 （従事命令及び協力命令による実費弁償） 第十条 政令第五条の規定による実費弁償の程度は、別表のとおりとする。 （繰替支弁） 第十四条 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関する事務の一部を行うこととなった市町長は、当該救助の実施に要する費用を繰替支弁した場合においては、繰替支弁金請求書により請求をするものとする。 2 前項の規定により繰替支弁した救助に要する費用については、災害救助費概算金繰替支弁金請求書により概算金を請求することができる。 （救助事務費） 第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用として支出することができるものの範囲は、内閣府告示に定めるところによる。	（救助の程度、方法及び期間） 第二条 政令第三条に規定する救助の程度、方法及び期間は、<u>別表一のとおりとする。</u> （従事命令による実費弁償） 第十条 政令第五条の規定による実費弁償の程度は、<u>別表二のとおりとする。</u> （繰替支弁） 第十四条 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関する事務の一部を行うこととなった市町長は、当該救助の実施に要する費用を繰替支弁した場合においては、繰替支弁金請求書（第十六号様式）により請求をするものとする。 2 前項に規定する繰替支弁金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 救助費総額算出内訳（第十八号様式） 二 災害救助費算出内訳（災害別）（第十九号様式） 三 被害状況調書（第二十号様式） 四 歳入歳出決算見込抄本 3 第一項の規定により繰替支弁した救助に要する費用については、災害救助費概算金繰替支弁金請求書（第十七号様式）により概算金を請求することができる。 （救助事務費） 第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出することができるものの範囲は、<u>別表三のとおりとする。</u>

別表一を削る。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第十条関係） 実費弁償の程度	別表二（第十条関係） 実費弁償の程度

一 法第七条第五項の実費弁償を政令第四条第一号から第五号までに規定する者に行う場合 イ〜ハ (略) 二 法第七条第五項の実費弁償を政令第四条第六号から第十一号までに規定する者に行う場合 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の二の額を加算した額以内とする。 三 法第八条第四項の実費弁償を行う場合 救助の種類ごとに、内閣府告示に定めるところによる。	一 政令第四条第一号から第四号までに規定する者に支給する場合 イ〜ハ (略) 二 政令第四条第五号から第十号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の二の額を加算した額以内とする。
--	---

別表三を削る。

第十六号様式から第二十号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和七年七月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 682 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450300856	こばんはうすさくら三重鈴鹿教室	三重県鈴鹿市庄野共進 1-4-17 ロイヤル太平洋	株式会社優	鈴鹿市庄野共進 1-4-17 ロイヤル太平洋	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 9 月 30 日

三重県告示第 683 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410202762	NPO 法人晴れる家ふくふく	三重県四日市市東日野町 1288 番地 70	ヘルパーステーション晴れる家	四日市市東日野町 1288 番地 70	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 10 月 1 日
2410503862	株式会社フジ	三重県津市長岡町 800 番地 188	佳香	津市長岡町 800 番地 188	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 10 月 1 日
2410302224	社会福祉法人全辰会	三重県鈴鹿市稲生町 8751 番地 6	エブリー稲生事業所	鈴鹿市稲生町 8751 番地 6	生活介護	令和 7 年 10 月 1 日
2410202754	合同会社キャリアアップ東海	三重県鈴鹿市白子駅前 21-10	シンプウカン 1 号	四日市市楠町小倉 415-4	短期入所	令和 7 年 10 月 1 日
2410100578	特定非営利活動法人 ONE	三重県桑名市大字星川 1012 番地	ヴェルチュ〜 V e r t u ~	桑名市桑栄町 1-1 サンファール南館 1 階	就労選択支援	令和 7 年 10 月 1 日

2410201079	N P O 法人みらい自然ファーム	三重県四日市市中浜田町 3-28 大進ビル 1 階	就労選択みらい四日市	四日市市中浜田町 3-28 大進ビル 2 階	就労選択支援	令和 7 年 10 月 1 日
2410201830	あんしん介護株式会社	三重県亀山市市川合町 103 番地	さくらさくら商会 采女	四日市市采女町 2997-83	就労選択支援	令和 7 年 10 月 1 日
2410301267	あんしん介護株式会社	三重県亀山市市川合町 103 番地	さくらさくら商会 鈴鹿	鈴鹿市若松北一丁目 39-22	就労選択支援	令和 7 年 10 月 1 日
2410400176	あんしん介護株式会社	三重県亀山市市川合町 103 番地	さくらさくら商会	亀山市羽若町 860	就労選択支援	令和 7 年 10 月 1 日
2410501635	特定非営利活動法人稲初クラブ	三重県津市稲葉町 776 番地	稲初クラブ	津市稲葉町 776 番地	就労選択支援	令和 7 年 10 月 1 日
2410502104	株式会社ウィズヒューマン	三重県津市観音寺町 152 番地	トモニセレクト	津市安濃町曾根 567 番地 1 号	就労選択支援	令和 7 年 10 月 1 日
2410502740	あんしん介護株式会社	三重県亀山市市川合町 103 番地	さくらさくら商会 津北	津市安濃町内多 2850	就労選択支援	令和 7 年 10 月 1 日
2410101394	合同会社サン	三重県桑名市額田 287-3	サンラボ	桑名市額田 287-3	就労移行支援	令和 7 年 10 月 1 日
2410302216	社会福祉法人全辰会	三重県鈴鹿市稲生町 8751 番地 6	エブリー江島事業所	鈴鹿市江島本町 26 番 11 号	就労継続支援 B 型	令和 7 年 10 月 1 日
2410400416	社会福祉法人安全福祉会	三重県亀山市住山町字大掛 590 番地 1	就労継続支援 B 型事業所あんぜんの丘	亀山市南野町 9 番 1 号	就労継続支援 B 型	令和 7 年 10 月 1 日
2410801035	株式会社 S a l u t a H o l d i n g s	三重県伊勢市吹上二丁目 4 番 7 号	S a l u t a a s s o c i a t e s	伊勢市吹上二丁目 4 番 7 号	就労継続支援 B 型	令和 7 年 10 月 1 日
2410801266	一般社団法人そわかの会	三重県松阪市高町 65 番地 7	だるま家倶楽部	伊勢市小俣町元町 314 番地	就労継続支援 B 型	令和 7 年 10 月 1 日
2411300847	株式会社エムアール	三重県名張市蔵持町原出 247 番地 1	スマイルハウス	名張市赤日町新川 615-57	就労継続支援 B 型	令和 7 年 10 月 1 日
2411300854	一般社団法人道	三重県伊賀市鍛冶屋 720 番地	みち ソーシャルワークス 名張	名張市桔梗が丘五番町三街区 4 番地エコウ A	就労継続支援 B 型	令和 7 年 10 月 1 日
2420202190	合同会社キャリアアップ東海	三重県鈴鹿市白子駅前 21-10	シンプウカン 1 号	四日市市楠町小倉 415-4	共同生活援助	令和 7 年 10 月 1 日
2420301711	社会福祉法人全辰会	三重県鈴鹿市稲生町 8751 番地 6	エブリーホーム白子	鈴鹿市白子町字南新田 3344-1	共同生活援助	令和 7 年 10 月 1 日
2420503035	一般社団法人ナチュラル	三重県津市白山町川口 4190 番地 1	ステップ	津市白山町川口 1099-5	共同生活援助	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 684 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410101055	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地	ニチイケアセンター桑名西	桑名市星川 851-3	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 9 月 30 日

2410500850	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地	ニチイケアセンター津中央	津市丸之内 8 番 3 号丸の内パークビル 1 F	居宅介護	令和 7 年 9 月 30 日
2410502799	株式会社 C H E E R F U L	三重県津市末広町 1039 番地 2	居宅介護チアフル	津市末広町 1039 番地 2	居宅介護	令和 7 年 9 月 30 日
2410800664	合同会社笑和	三重県伊勢市有滝町 3402 番地	合同会社笑和	伊勢市有滝町 3402 番地	同行援護	令和 5 年 11 月 1 日
2410801035	株式会社 S a l u t a H o l d i n g s	三重県伊勢市吹上二丁目 4 番 7 号	ワック	伊勢市吹上二丁目 4 番 7 号	行動援護	令和 7 年 9 月 30 日
2410300558	特定非営利活動法人エブリー	三重県鈴鹿市江島本町 26 号 11 号	特定非営利活動法人エブリー	鈴鹿市稲生町字稲生山 8751-6	生活介護	令和 7 年 9 月 30 日
2410101162	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	三重県桑名市寿町三丁目 11 番地	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	短期入所	令和 7 年 9 月 30 日
2410300913	特定非営利活動法人エブリー	三重県鈴鹿市江島本町 26 号 11 号	特定非営利活動法人エブリー江島事業所	鈴鹿市江島本町 26 番 11 号	就労継続支援 B 型	令和 7 年 9 月 30 日
2410100578	特定非営利活動法人 ONE	三重県桑名市大字星川 1012 番地	ヴェルチュ〜 V e r t u ~	桑名市桑栄町 1-1 サンファール南館 1 階	就労定着支援	令和 7 年 9 月 30 日
2420301174	特定非営利活動法人エブリー	三重県鈴鹿市江島本町 26 号 11 号	エブリーホーム白子	鈴鹿市白子町字南新田 3344-1	共同生活援助	令和 7 年 9 月 30 日

三重県告示第 685 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定による保安林の指定をする予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を大紀町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

瀬古 千明、竹内 真弓美

2 通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所

度会郡大紀町金輪字二ノ谷 200、209・字鉢山 213（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、213 の 1、213 の 2、214、223

(2) 保安林指定の目的

水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

瀬古 章次、瀬古 富夫、深谷 明子、石倉 秀子

2 通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所

度会郡大紀町金輪字二ノ谷 200、209・字鉢山 213（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、213 の 1、213 の 2、223

(2) 保安林指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

藤原 弘禎

2 通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所

度会郡大紀町金輪字二ノ谷 200、209・字鉢山 213（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、213 の 1、213 の 2、216、216 の 1、217、223

(2) 保安林指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 686 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
特定わかめ 和具浦加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち和具浦の地区

三重県告示第 687 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン松阪船江

松阪市船江町 1392 番地の 27

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

イオンタウン松阪船江

松阪市船江町 1392 番地の 3 ほか

(変更後)

イオンタウン松阪船江

松阪市船江町 1392 番地の 27

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
未定	—	—

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 亮
株式会社良品計画	東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号	堂前 宣夫
株式会社日本フェニックス	津市乙部 2019 番地	船木 遥介
ドリームカプセル株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 101 番地	都築 祐介
株式会社フォルテグループ	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 14 番 4 号	鈴木 実
スリーゼロ株式会社	愛知県一宮市妙興寺 2-2-1	大嶋 博
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柚木 治
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社サイクルハウスミヤタ	松阪市大黒田町 1818 番地 4	宮田 博司
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
理研産業株式会社	愛知県名古屋市中区大須四丁目 10 番 20 号	田邊 望

3 変更年月日

令和7年4月23日

4 変更理由

2(1) 店舗の所在地の表示見直しのため

2(2) 小売業者の代表者変更及び入店のため

5 届出の日

令和7年7月31日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年10月24日から令和8年2月24日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 688 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ桑名店

桑名市中央町三丁目 21 番 ほか 5 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健
株式会社川スミ	桑名市大字仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号	新谷 隼人
株式会社るなぱあく	桑名市大字江場 1391 番地	佐藤 栄聡
白ハト食品工業株式会社	大阪府守口市京阪本通一丁目 4 番 10 号	永尾 俊一
株式会社日本一	千葉県野田市目吹 1965 番地	染谷 幸雄
有限会社茶茂	桑名市京町 41 番地	伊藤 浩一
株式会社総本家具新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷 新左衛門
株式会社スイートスタイル	東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号	古矢 大輔
ダイリキ株式会社	大阪府大阪市西区新町一丁目 27 番 9 号	高橋 淳
パレモホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 5 丁目 27 番地 13 名駅錦橋ビル 6 階	福井 正弘
有限会社グリーンハウス	桑名市東方 1601 番地 8	林 京子
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい一丁目 9 番 3 号	山口 浩一
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町 87 番地 4 N&F ビル 1 4 階	刑部 幸裕
株式会社ブランドメゾン	愛知県名古屋市中東区一社三丁目 121 番地 1 号	安山 克義
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
藤久株式会社	愛知県名古屋市中東区高社一丁目 210 番地	筒井 和宏
株式会社おにぎりの桃太郎	四日市市久保田 1-6-54	上田 耕平
クールカレアン株式会社	東京都品川区東品川四丁目 12 番 6 号	堀内 一夫

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	榊原 健
株式会社川スミ	桑名市大字仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号	新谷 隼人
株式会社るなぱあく	桑名市大字江場 1391 番地	佐藤 栄聡

白ハト食品工業株式会社	大阪府守口市京阪本通一丁目4番10号	永尾 俊一
株式会社日本一	千葉県野田市目吹1965番地	染谷 幸雄
有限会社茶茂	桑名市京町41番地	伊藤 公一
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須1555番地	水谷 新左衛門
株式会社ミツウロコプロビジョンズ	東京都中央区京橋三丁目1番1号	古矢 大輔
株式会社1アンドD	大阪府大阪市西区新町一丁目27番9号	高橋 淳
パレモホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目27番地13名駅錦橋ビル6階	香西 雅弘
有限会社グリーンハウス	桑名市東方1601番地8	林 京子
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい一丁目9番3号	山口 浩一
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目38番地	河合 映治
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町87番地4 N&Fビル1 4階	刑部 幸裕
株式会社ブランドメゾン	愛知県名古屋市中東区一社三丁目121番地1号	安山 克義
日本商業施設株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	平田 一馬
株式会社おにぎりの桃太郎	四日市市久保田1-6-54	上田 耕平
クールカレアン株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番6号	堀内 一夫
株式会社ティーガイア	愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号	石田 将人

3 変更年月日

令和7年5月15日

4 変更理由

小売業者の名称・代表者変更及び入退店のため

5 届出の日

令和7年8月27日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年10月24日から令和8年2月24日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン鈴鹿

鈴鹿市庄野羽山四丁目3000番地

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	長島 巖

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	窪田 博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1 号	疋田 直太郎
株式会社ユニクロ	東京都港区赤坂九丁目 7-1	柳井 正
株式会社ニトリホールディングス	東京都北区神谷三丁目 6 番 20 号	似鳥 昭雄
はるやま商事株式会社	岡山県岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号	中村 宏明
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂 1-12-1	野口 実
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1 号	内山 誠一
株式会社ハニーズホールディングス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-2-2	江尻 英介
中日興業株式会社	静岡県浜松市中央区葵西 2-27-10	加藤 正和
ファイテン株式会社	京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町 678 番地	平田 好宏
株式会社川スミ	愛知県弥富市鯛浦町南前新田 215 番地	川澄 幸司
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地 1	大村 浩一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王 2-2-2	田中 公雄
株式会社ジーユー	東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号	柚木 治
アクオ株式会社	愛知県名古屋市中村区角割町二丁目 25 番地 1	森 慎太郎
株式会社タカヨシ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地	高品 政明
藤久株式会社	愛知県名古屋市長東区高社一丁目 210 番地	中松 健一
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番地 1	鈴木 誠
株式会社ベルパーク	東京都千代田区平河町一丁目 4 番 12 号	西川 猛

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1 号	疋田 直太郎
株式会社ユニクロ	東京都港区赤坂九丁目 7-1	柳井 正
株式会社ニトリホールディングス	東京都北区神谷三丁目 6 番 20 号	似鳥 昭雄
はるやま商事株式会社	岡山県岡山市北区青江一丁目 17 番 21 号	中村 宏明
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂 1-12-1	野口 実
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1 号	内山 誠一
株式会社ハニーズホールディングス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-2-2	江尻 英介
中日興業株式会社	静岡県浜松市中央区葵西 2-27-10	加藤 正和
ファイテン株式会社	京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町 678 番地	平田 好宏
株式会社川スミ	愛知県弥富市鯛浦町南前新田 215 番地	川澄 幸司
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地 1	大村 浩一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王 2-2-2	田中 公雄
株式会社ジーユー	東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号	柚木 治
株式会社GKファクトリー	東京都足立区中央本町一丁目 15 番地 5 号	野坂 淳

株式会社わくわく広場	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 3 番地	黒田 智也
藤久株式会社	愛知県名古屋市中東区高社一丁目 210 番地	筒井 和宏
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番地 1	鈴木 誠
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目 901 番地	白川 篤典

- 3 変更年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 変更理由
2(1) 設置者の代表者変更のため
2(2) 小売業者の名称・代表者変更及び入退店のため
- 5 届出の日
令和 7 年 9 月 19 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 10 月 24 日から令和 8 年 2 月 24 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 690 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エコープ青山店
伊賀市阿保 464 番 ほか
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
伊賀ふるさと農業協同組合	伊賀市平野西町 1 番 1	北川 俊一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
伊賀ふるさと農業協同組合	伊賀市平野西町 1 番 1	西口 育男

- 3 変更年月日
令和 7 年 6 月 22 日
- 4 変更理由
設置者の代表者変更のため
- 5 届出の日
令和 7 年 8 月 20 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年10月24日から令和8年2月24日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第691号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン久居店
津市久居明神町風早 2666 番地 ほか 56 筆
 - 2 津市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年10月24日から同年11月25日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで
-

三重県告示第692号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン津河芸
津市河芸町中別保字丸垣内 100 番
 - 2 津市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年10月24日から同年11月25日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで
-

三重県告示第693号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A コーポ楠店
四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか 9 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年10月24日から同年11月25日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 694 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Aコープ楠店
四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか9筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年10月24日から同年11月25日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 695 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
伊勢ショッピングセンター
伊勢市楠部町乙 160-2
- 2 伊勢市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年10月24日から同年11月25日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 696 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Aコープうれしの店
松阪市嬉野中川新町四丁目 156 番地
- 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年10月24日から同年11月25日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 697 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 J A 松阪黒部総合センター
 松阪市東黒部町天神 1 番地
- 2 松阪市から聴取した意見
 意見無し
- 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 698 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン桑名ショッピングセンター
 桑名市新西方一丁目 22 番地
- 2 桑名市から聴取した意見
 意見無し
- 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 699 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 そよら鈴鹿白子
 鈴鹿市白子駅前 3 番 1 号
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
 意見無し
- 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 700 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ジョーシン名張店
 名張市瀬古口 226
 - 2 名張市から聴取した意見
 意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 701 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により尾鷲市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン尾鷲店
 尾鷲市倉ノ谷町 2 番 17 号
 - 2 尾鷲市から聴取した意見
 意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 702 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鳥羽市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 鳥羽ショッピングプラザ
 鳥羽市大明西町 1 番 1 号
 - 2 鳥羽市から聴取した意見
 意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 703 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定によりいなべ市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンプラザ大安
いなべ市大安町高柳 1945 番地 ほか 24 筆
- 2 いなべ市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 704 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
阿児ショッピングセンター
志摩市阿児町鵜方 3215 ほか 24 筆
- 2 志摩市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 705 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン伊賀上野店
伊賀市上野茅町 2519 番地
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 706 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ伊賀上野店
伊賀市服部町尾崎 1788 番地 ほか 33 筆
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 707 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エーコープ青山店
伊賀市阿保 464 番地 ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 708 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール東員
員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地 ほか 321 筆
- 2 東員町から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 25 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 709 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 368 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町太郎生字登り 3979 番地先から 津市美杉町太郎生字まとは 5577 番 1 地先まで	旧新	3.8～20.0	615.0
	新	4.9～36.1	625.0

第 2

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 422 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町太郎生字登り 3979 番地先から 津市美杉町太郎生字まとは 5577 番 1 地先まで	旧新	3.8～20.0	615.0
	新	4.9～36.1	625.0

三重県告示第 710 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 滝之原美旗停車場線	名張市新田字針之木 166 番 1 地先内	令和 7 年 10 月 24 日

三重県告示第 711 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	163 号	伊賀市長田字平垣内 2503 番 1 地先から 伊賀市長田字平垣内 2506 番 1 地先まで	令和 7 年 10 月 24 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 712 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定め、令和 7 年 10 月 27 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 4 項に定める道路の指定及び同令第 10 条第 2 項に定める通行方法（令和 6 年三重県告示第 487 号）は、令和 7 年 10 月 26 日限り廃止します。

令和 7 年 10 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 136 番 1 地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字東羽野 5462 番 12 地先から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市山本町 13 番 5 まで
一般国道 306 号	三重郡菰野町潤田 1187 番 1 から 三重郡菰野町千草 3318 番まで
一般国道 365 号	いなべ市大安町高柳字馬置 587 番 4 地先から いなべ市大安町高柳字村前 2130 番 2 地先まで
一般国道 421 号	いなべ市員弁町大泉新田字北八畝割 1840 番 2 地先から いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 8 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側経由) 四日市市智積町字間渡 5929 番まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2443 番 1 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
一般国道 477 号	四日市市黒田町 524 番 1 地先から 三重郡菰野町潤田 1633 番まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市大井の川町一丁目 1 番 1 地先から 四日市市浜旭町 24 番 3 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字野溝 2019 番 1 地先まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市中村町字広ヶ谷 995 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 8 地先から いなべ市大安町門前字上ノ端 2434 番 21 地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市大字馳出 1050 番 2 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道亀山関線	亀山市太岡寺町字鳥池 567 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字境ノ尾 806 番 6 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定する車両等をいう。）又は自転車（以下これらをあわせて「他の車両」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	県道神戸長沢線
一般国道 421 号	いなべ市大安町高柳（三笠橋南詰交差点）	一般国道 365 号
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	鈴鹿市道汲川原橋石丸線
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道鈴鹿環状線
県道松阪第2環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第2環状線
県道松阪第2環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第2環状線
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市浜旭町（塩浜本町交差点）	四日市市道追分石原線

イ 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
県道神戸長沢線	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	一般国道 306 号
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道三行庄野線
県道松阪第2環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第2環状線
県道松阪第2環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第2環状線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第35号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和7年10月24日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和7年12月5日（金）	令和7年11月10日（月）から同月14日（金）までの午前9時から午後4時までの間
2	中型自動車免許	令和7年12月1日（月）	
3	準中型自動車免許	令和7年11月25日（火）	
4	普通自動車免許		
5	大型特殊自動車免許	令和7年12月3日（水）	
6	大型自動二輪車免許	令和7年11月28日（金）	
7	普通自動二輪車免許		
8	けん 牽引免許	令和7年12月8日（月）	
9	大型自動車第二種免許	令和7年12月9日（火）	

10	中型自動車第二種免許	
11	普通自動車第二種免許	

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和7年12月5日（金）	令和7年11月10日（月）から同月14日（金）までの午前9時から午後4時までの間
2	中型自動車免許	令和7年12月1日（月）	
3	準中型自動車免許	令和7年11月25日（火）	
4	普通自動車免許		
5	大型特殊自動車免許	令和7年12月3日（水）	
6	大型自動二輪車免許	令和7年11月28日（金）	
7	普通自動二輪車免許		
8	牽引免許	令和7年12月8日（月）	
9	大型自動車第二種免許	令和7年12月9日（火）	
10	中型自動車第二種免許		
11	普通自動車第二種免許		

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第77回（令和7年度）三重県准看護師試験を次のとおり実施します。

令和7年10月24日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の実施日時

令和8年2月10日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 試験の実施場所

津市広明町13番地 三重県庁講堂

3 受験願書の請求

- (1) 受験願書は、三重県医療保健部医療人材課看護職員確保班で配布します。郵便で願書を請求する場合は、返信用封筒（返信用切手を貼付、宛先を明記）及び准看護師試験願書請求書を同封の上、差出人を明記し、送付してください。

受験願書請求先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部医療人材課看護職員確保班

電話 059 (224) 2053

(2) 請求受付期間

令和7年11月21日（金）から同年12月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

4 受験願書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和8年1月5日（月）から同月7日（水）までの午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、令和8年1月7日（水）午後5時必着とします。

(2) 受付場所

県庁舎内各保健所、四日市市保健所及び三重県医療保健部医療人材課

5 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については、第77回（令和7年度）三重県准看護師試験実施要領を参考にしてください。
- (2) この試験についての問合せは、受験願書請求先にしてください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
松阪市	11筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和7年10月24日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	7筆
いなべ市	416筆
木曽岬町	59筆
鈴鹿市	40筆
亀山市	11筆
菰野町	3筆
津市	97筆
松阪市	114筆
明和町	296筆
伊勢市	6筆
志摩市	4筆
玉城町	4筆
度会町	12筆
伊賀市	46筆
熊野市	9筆
御浜町	19筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和7年10月24日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和7年10月14日から令和8年1月30日まで
- 3 作業地域
桑名市多度町上之郷

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年10月20日から令和8年1月14日まで
- 3 作業地域
伊勢市大湊町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年10月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 10月8日	多気郡明和町大字上野字小社113-1ほか19筆ほか	多気郡明和町大字有爾中212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷 泰介
令和7年 10月15日	熊野市久生屋町字馬ノ瀬1293-2ほか12筆	熊野市久生屋町1368-2 三重くまの森林組合 代表理事組合長 前 貞憲

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
